

## 鳥取県森林環境保全税関連事業費補助金交付要綱

制定	平成20年4月11日付第200800003510号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成20年6月24日付第200800043581号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成21年5月1日付第200900004756号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成21年6月30日付第200900054611号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成22年3月31日付第200900210022号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成23年3月31日付第201000198879号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成23年6月24日付第201100050557号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成24年3月29日付第201100204940号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成25年3月29日付第201200196614号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成26年3月28日付第201300204809号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成27年3月27日付第201400194295号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成28年1月22日付第201500153130号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成29年1月16日付第201600149396号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成30年1月23日付第201700256169号鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県森林環境保全税関連事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県民が享受している水源かん養、県土の保全等の森林の持つ公益的な機能を持続的に発揮させるため、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成及び竹林の適正管理を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、とっとり県民参加の森づくり推進事業実施要領（平成17年3月31日付第200400022400号鳥取県農林水産部長通知。以下「森づくり推進事業実施要領」という。）及び竹林整備事業実施要領（平成20年4月11日付第200800003863号鳥取県農林水産部長通知。以下「竹林整備事業実施要領」という。）に規定するもの及び森林景観対策事業として別表に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う次の者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) とっとり県民参加の森づくり推進事業を行う別表第2欄に掲げる集落、

自治会、町内会等、県内に本店又は主たる事務所を有するNPO、ボランティア団体、森林組合等及びそれらで構成する実行委員会等、又は小中学校等

(2) 竹林整備事業を行う市町村、又は別表第2欄に掲げる県内に本店又は主たる事務所を有する者(市町村を除く。)に対し、その者が行う対象事業(以下「間接補助事業」という。)に別表第6欄に定める補助金の額以上の間接補助金を交付する市町村

(3) 森林景観対策事業を行う市町村

2 事業実施主体(市町村及び森林組合を除く。)は、本補助金の交付申請及び受領の事務を、補助事業の施行地を区域とする森林組合長等第三者に委任することができる。

3 本補助金の額は、補助対象経費の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)を別表第6欄によって算定した額以下とする。

4 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内業者(県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称のいかんを問わず事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。)への発注に努めなければならないこととし、補助対象経費のうち、委託費については、県内業者が施工及び実施を行ったものに限ることとする。ただし、止むを得ない事情で県内業者への発注が困難と県が認めた場合についてはこの限りではない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所(東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。)の長(以下「地方事務所の長」という。)が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ別表第7欄によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に別表第5欄に定める率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日

以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付決定を受ける第3条第1項第2号の間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付する市町村（以下「補助事業者」という。）は、間接交付に当たり、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容及び次項の条件を付さなければならない。

1 当該間接補助事業により整備した竹林について、竹林整備事業実施要領に基づく協定期間中、当該事業地の全部又は一部を森林以外の用途へ転用（当該事業地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は補助事業地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る竹林に対して交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること（天災等不可抗力によるものとして農林水産部長（以下「部長」という。）が認めたときを除く。）。

第11条（第3号を除く。）、第12条（第4項を除く。）、第13条から第15条（第1項第2号を除く。）まで、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第4号による	補助事業者が定める
	様式第5号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

（着手届を要しない場合）

第7条 規則第11条第3号の知事が定める場合は、同条第1項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第8欄に定め

るもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を地方事務所の長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による地方事務所の長の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業に係る別表の第8欄に定める変更

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を地方事務所の長に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は補助事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、別表第7欄によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税

額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第12条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなければならない。

(提出書類の部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により地方事務所の長に提出する書類は1部とする。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月11日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成20年6月24日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成21年5月1日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成21年6月30日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成23年6月24日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成24年4月2日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成25年3月29日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成28年1月22日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成29年1月16日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成30年1月23日から施行し、平成30年度事業から適用する。

別表（第3条、第8条、第11条関係）

1 （間接）補助事業	2 事業実施主体	3 （間接）補助対象経費	4 間 接 交 付 主 体	5 補助率	6 補助金の額	7 交付申請添付書類	8 重要な変更
<p>（1）とっとり県民参加の森づくり推進事業</p> <p>1 体験型</p> <p>森林整備及び森川海の繋がりでの体験学習、源流森林の探訪、森林教室及び学校林の育成等、広く県民に森づくりへの参加を促す森林体験等</p> <p>2 保全活動型</p> <p>集落、団体等が県内の貴重な森林を3年間以上継続して保全・整備する活動</p>	<p>集落、自治会、町内会等、県内に本店又は主たる事務所を有するNPO、ボランティア団体、森林組合等及びそれらで構成する実行委員会等</p> <p>小中学校等</p>	<p>講師謝金、講師旅費、消耗品費（取得価格が5万円未満の物品に限る。）、燃料費、食糧費（講師昼食代、イベント当日の参加者等の昼食の食材購入費及び打ち合わせ茶菓代に限る。）、通信運搬費、使用料及び賃借料、印刷製本費、開催広告料、傷害保険料、賃金（会場周辺整備、イベント運営）、看板設置費、振込手数料</p> <p>ただし、参加者が限定される場合は開催広告料は除く。</p> <p>講師謝金、講師旅費、消耗品費（取得価格が5万円未満の物品に限る。）、燃料費、食糧費（講師昼食代、イベント当日の参加者等の昼食の食材購入費及び打ち合わせ茶菓代に限る。）、通信運搬費、使用料及び賃借料、印刷製本費、傷害保険料、賃金（会場周辺整備、イベント運営）、看板設置費、振込手数料</p>	<p>—</p>	<p>10/10</p>	<p>3欄に掲げる補助対象経費に5欄の補助率を乗じて得た額から本補助事業に伴う収入を控除した額（交付申請額は20万円以上とし、事業実施主体が小中学校等の場合は5万円以上とする。ただし、80万円を限度とする。）</p>	<p>様式第1号</p>	<p>1 事業のテーマ及び内容の変更</p> <p>2 費目間の経費の流用で、費目別の経費が2割以上増となるもの</p>
<p>（2）竹林整備事業</p> <p>竹林の伐採（抜き伐り及び循環利用型皆伐）、片付け、管理道・アクセス道開設及び伐採竹の搬出</p>	<p>市町村、森林所有者、森林組合、竹林整備事業実施要領第4条第3号に規定する協定を市町村及び森林所有者と締結した県内に本店又は主たる事務所を有する者</p>	<p>1 事業費</p> <p>竹林の整備（抜き伐り、循環利用型皆伐、管理道・アクセス道開設及び伐採竹の搬出）に要する経費</p> <p>(1) 抜き伐り及び循環利用型皆伐</p> <p>補助対象経費＝面積×標準単価とする。</p> <p>ただし、市町村が委託に付して実施した場合は、面積に標準単価を乗じて求められた額と実行経費（委託費）とのいずれか低い額とする。面積はヘクタールとし、小数点以下2位未満切り捨てとする。</p> <p>(2) 管理道及びアクセス道開設</p> <p>補助対象経費は、鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日付第201000193342号農林水産部長通知。以下「作設指針」という。）に基づき積算された額とする。ただ</p>	<p>市町村</p>	<p>(1) 竹林の伐採、片付け、管理道・アクセス道開設</p> <p>8/10</p> <p>(2) 伐採竹の搬出定額</p>	<p>(1) 竹林の伐採、片付け、管理道・アクセス道開設</p> <p>3欄に掲げる補助対象経費に5欄の補助率を乗じて得た額</p> <p>(2) 伐採竹の搬出</p> <p>1,200円/m<sup>3</sup></p> <p>又は</p> <p>1,000円/t</p>	<p>様式第2号</p>	<p>1 補助事業費の増</p> <p>2 事業箇所への追加</p> <p>3 補助事業費の30%を超える減</p> <p>4 事業費から附帯事務費への経費の流用</p>

		<p>し、市町村が委託に付して実施した場合は、作設指針に基づき積算した額と実行経費(委託費)とのいずれか低い額とする。</p> <p>(3) 伐採竹の搬出 補助対象経費は、伐採竹を工場その他加工施設等竹林外へ搬出する経費とする。</p> <p>(4) 標準単価は、農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長が毎年度別に定める。</p> <p>(5) 森林所有者以外の者が事業実施主体となる場合には、造林事業に係る間接費率を準用して標準単価に間接費を加算するものとし、加算後千円未満を切り捨てた額を標準単価とする。</p>					
	市町村	<p>2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し行う指導監督及び事務等に要する経費(事業費の4.5/100を限度とする。)</p>	—	8/10			
<p>(3) 森林景観対策事業</p> <p>風致・保健・休養等の機能を維持するとともに、景観の向上を図るための枯死木の伐採等</p>	市町村	<p>1 事業費 枯れ松等により景観が著しく低下している森林における、枯死木の伐採等に要する経費 対象区域は自然公園法により指定された国立公園、国定公園及び県立自然公園並びに文化財保護法の規定により指定された史跡名勝記念物周辺の森林とする。 補助対象経費は、実行経費(委託費)とする。</p> <p>2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し行う指導監督及び事務等に要する経費(事業費の4.5/100を限度とする。)</p>	—	3/4	3欄に掲げる補助対象経費に5欄の補助率を乗じて得た額	様式第3号	<p>1 補助事業費の増</p> <p>2 事業箇所の追加</p> <p>3 事業費から附帯事務費への経費の流用</p>



様式第1号（第4条、10条関係）

〇〇年度とっとり県民参加の森づくり推進事業計画（報告）書

1 事業計画（実績）の内容

事業区分	体験型 ・ 保全活動型					
事業のテーマ						
事業の目的						
事業の効果						
活動区分	森林整備植樹	森川海の繋がり	源流探訪	森林教室	学校林育成	その他
実施場所						
事業費	円 (別紙経費明細書)		補助金額	円		
参加人数	人（うちスタッフ人数： 人） (スタッフを除く参加1人当たりの補助金額 円) (スタッフを除く参加1人当たりの広報金額 円)					
事業の概要						
実施計画 (参加者の感想)	※各イベントごとに実施時期、実施内容、実施場所、参加人数を記入してください。 ※活動区分が「森川海の繋がり」の場合は、森と川又は海のそれぞれのフィールドにおける実施時期、実施内容、実施場所を記入してください。 (アンケート意見など)					
広報計画（実績）	※各イベントごとに広報の手法、時期を記入してください。					
(実施状況写真)	※体験の様子(遠景、近景各1枚以上)					

注1) 上記1は、「とっとり県民参加の森づくり推進事業企画募集要領」により提出された企画書に基づき記載。

注2) 実績報告の場合は実施計画欄は参加者の感想、広報計画欄は広報実績を記載し、実施状況写真欄を追加すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	(決 算 額)	(差 額)	備 考
県補助金				
参加費・負担金				
自己資金				
計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	(決 算 額)	(差 額)	備 考
事業費				
計				

3 事業完了（予定）年月日

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税の取扱い（ 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ）

※該当するものに○をしてください。

6 事業実施に係る予算（決算）経費明細書(消費税相当額を含め、記入)

収入

区分	参加費の詳細（イベント毎に徴収単価、使途内容等を記入）	計（円）
応募補助金額		
参加費・負担金		
合計		

支出

区分	経費の明細（何に使用するのかを明記し、単価、数量等を記入）	計（円）
講師報償費		
講師旅費		
消耗品費		
燃料費		
食糧費		
通信運搬費		
使用料及び賃借料		
印刷製本費		
開催広告料		
保険料		
賃金		
振込手数料		
合計		

注）補助対象外の経費が含まれる場合は計欄上段に（ ）書き（内数）で記載すること。

7 実施内容比較（実績報告の場合のみ記載）

区分	当初申請	実績報告	備考(変更理由)
実施箇所			
実施時期			
参加人数			
実施内容			

8 経費内訳比較（実績報告の場合のみ記載）

区 分	当初申請	実績報告	差引増減	備考（変更理由）
講師報償費				
講師旅費				
消耗品費				
燃料費				
食糧費				
通信運搬費				
使用料及び賃借料				
印刷製本費				
開催広告料				
保険料				
賃金				
振込手数料				
合計				

注）補助対象外経費が含まれる場合は（ ）書きで（内数）記載すること。

9 自己評価（実績報告の場合のみ記載）

区分	自己評価			
	実行できた	ほぼ実行できた	やや実行できなかった	ほとんど実行できなかった
①提案した事業が確実に実行されたか。				
②多くの県民（実施主体が小中学校の場合は、小中学生）が参加したか。	予定以上だった	予定どおりだった	やや少なかった	予想以上に少なかった
③実施内容が適正な方法、計画、予算であったか。	適正であった	ほぼ適正であった	やや適正でなかった	適正でなかった
④実施内容について、多くの県民が、森林の働きや整備の必要性への理解を深めるとともに、森林を守り育てる意識の向上を図ることができたか。	できた	ほぼできた	ややできなかった	ほとんどできなかった
⑤実施内容の公開が図られたか。	図った	図れなかった		
⑥参加者に森林環境保全税のパンフレットを配布したか。	配布した	配布しなかった		
⑦（植樹等を行った場合）森林環境保全税の活用を説明する看板を設置したか。	設置した	設置しなかった		

注1) 該当する自己評価区分に○をすること。

注2) 参加者募集チラシ、新聞広告、新聞記事等を添付すること。

様式第2号（第4条、10条関係）

〇〇年度竹林整備事業計画（報告）書

1 事業の目的・効果

2 事業計画（実績）の内容

別添竹林整備事業箇所一覧のとおり

3 収支予算（精算）

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	(決 算 額)	(増 減 額)	備 考
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

（2）支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	(決 算 額)	(増 減 額)	備 考
計				

4 事業完了（予定）年月日

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

# 竹林整備事業箇所一覧

市町村：

直接・間接 補助の別	事業 実施 主体	森林 所有者 氏名	直営・請 負の別	竹林の位置			事業量 面積(ha) 延長(m)	整備内容				事業費 (円)	負担区分			備 考
				大字	字	番地		成立本数	径級 (cm)	伐採本数	残本数		県 (円)	市町村 (円)	その他 (円)	
附帯事務費																
合 計																

注1：事業実施箇所ごとの調査表（別紙様式）、森林計画図等の位置図及び現況写真（全体と部分写真）を添付すること

注2：実績報告には施業図を添付すること

注3：備考欄には、傾斜、当事業による過去の施業履歴等を記載

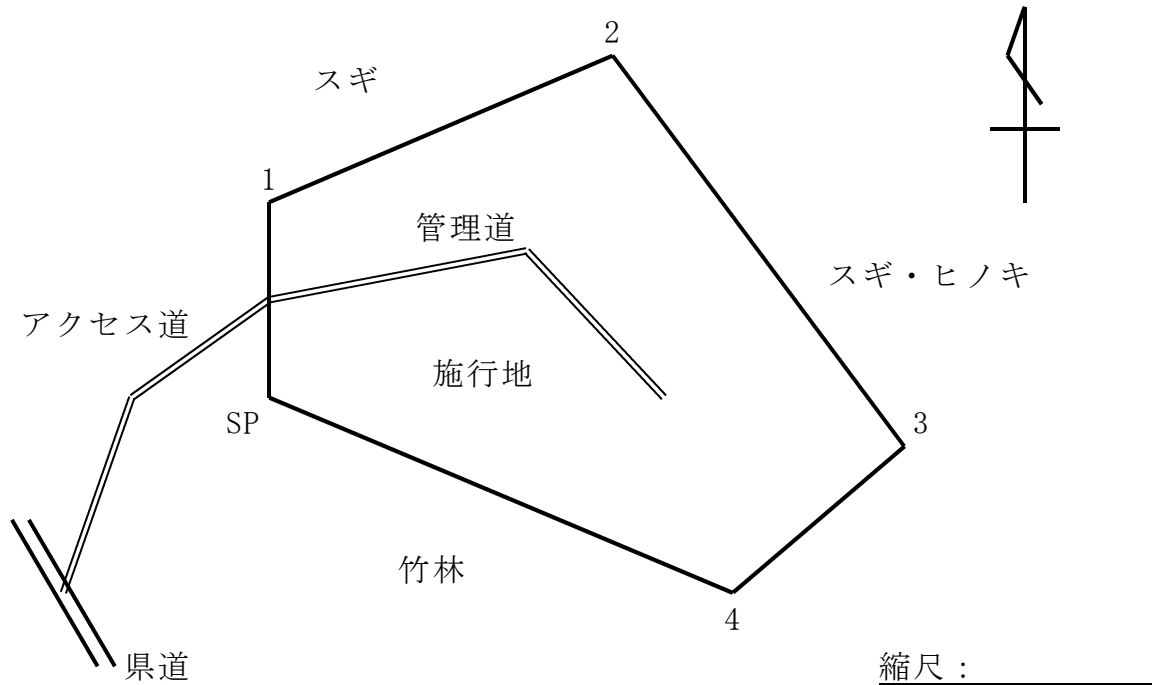
(別紙)

【竹林整備事業実施箇所調査表】

整理番号	—	調査年月日		調査者	
1 実施場所及び隣接する森林等の状況		(1)所在地			
		(2)森林の現況及び事業の必要性			
		(3)成立本数	本/ha		
		※標準地調査 (○m×○m ○箇所) による。			
2 森林所有者 (協定締結予定者)		(1)住所、氏名			
		(2)事業実施について (該当部分に○又は必要事項を記載)			
		・市町村実施の場合	事業実施の同意の有無 (有・無)		
		・森林所有者実施の場合	施行方法 (所有者実施・委託)		
		・森林組合実施の場合	事業実施の同意の有無 (有・無)		
		・協定締結者実施の場合	実施予定者 ( )		
3 事業実施後の管理計画		(1)協定期間中の管理方法			
		(2)利用計画 (竹材・タケノコ生産、森林環境教育等)			
4 その他 (事業実施上必要となる他法令等による制限等の有無、内容等を記入)					

# 施 業 図

- 1 森林所有者
- 2 施行地
- 3 面積 (ha)  
管理道延長 (m)  
アクセス道延長 (m)
- 4 施行地の平均傾斜度



(注)

- 1 施行地及びその周辺の地形（沢、尾根）、林況（樹種）並びに特徴のある物件（独立樹、鉄塔、道路等）を記入すること。
- 2 測量起点（SP）及び主な測点を記入すること。
- 3 測量野帳は、事業実施主体が整理保管し、しゅん工検査等において直ちに提示できるようにしておくこと。



様式第3号（第4条、10条関係）

〇〇年度森林景観対策事業計画（報告）書

1 事業の目的・効果

2 事業計画（実績）の内容

別添森林景観対策事業箇所一覧のとおり

3 収支予算（精算）

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	(決 算 額)	(増 減 額)	備 考
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

（2）支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	(決 算 額)	(増 減 額)	備 考
計				

4 事業完了（予定）年月日

## 森林景観対策事業箇所一覧

市町村：

(単位：円)

直営・委託 の別	森林の位置			事業量		事業費	負担区分			備考
	大字	字	番地	面積 (ha)	伐採材積 (m3)		県	市町村	その他	
附帯事務費										
合 計										

注1：森林計画図等の位置図を添付すること

様式第4号（第5条関係）

番 号

平成 年 月 日

様

職氏名

印

平成 年度鳥取県森林環境保全税関連事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県森林環境保全税関連事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は「〇〇〇〇〇事業」とし、その内容は、〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては別に通知するところによる。

#### 4 補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県森林環境保全税関連事業費補助金交付要綱（平成20年4月11日第200800003510号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第3項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

#### 5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

6 本補助金の交付を受けた者は、当該間接補助事業により整備した竹林及び管理道並びにアクセス道（以下「竹林等」という。）について、実施要領に基づく協定期間中、次の条件を遵守すること。これに違反した場合は、当該転用等に係る竹林等に対して交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること（天災等不可抗力によるものを除く。）。（竹林整備事業の場合に記載）

（1）当該事業地の全部又は一部を竹林等以外の用途へ転用（当該事業地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は抜き伐りした補助事業地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、あらかじめ（職名）にその旨を届け出ること。

（2）抜き伐り等適切な管理を実施すること。

様式第5号（第11条関係）

平成 年度鳥取県森林環境保全税関連事業費補助金仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

職氏名 様

所在地

名称

代表者

印

平成 年 月 日付 第 号により交付決定のあった平成 年度鳥取県森林環境保全税関連事業費補助金について、仕入控除税額が確定したので、鳥取県森林環境保全税関連事業費補助金交付要綱（平成20年4月11日付第200800003510号鳥取県農林水産部長通知。）第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	補助金の確定額 （平成 年 月 日付 第 号による通知額）	金	円
2	上記に係る補助対象経費の額	金	円
3	実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告 控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）	金	円
4	消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額	金	円
5	補助金返還相当額 $(4 - 3) \times (1 \div 2)$	金	円

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

